

# 「いわき生野学園生活介護及び就労継続支援 B 型事業」重要事項説明書

社会福祉法人 いわき学園  
いわき生野学園

当事業所は指定障害福祉サービスにおける生活介護事業所  
及び就労継続支援 B 型の指定を受けています。  
(指定番号 第 2712200621 号)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に  
対して、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 76 条及び第 77 条並びに  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障  
害者総合支援法」という。）第 5 条の規定に基づき、当事業所（令和 年  
月 日現在）の概要や提供する指定生活介護及び指定就労継続支援 B 型  
の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明  
するものです。

【法令遵守責任者 高野 伸生】

- ※ 当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスにおける生活介護  
及び就労継続支援 B 型を提供します。
- ※ 当サービスの利用は原則として、介護給付費（生活介護）、又は訓練等給付費  
(就労継続支援 B 型)の支給決定を受けた方が対象となります。

サービス利用開始予定年月日 年 月 日

◇ ◆目次◆◇

1. サービスを提供する事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. サービスの目的・運営方針.....	2
4. サービスに係る事業所・設備等の概要.....	3
5. サービス提供職員の体制.....	3
6. サービス提供の内容と利用料金.....	4
7. 利用料金.....	7
8. 利用者の記録及び情報の管理.....	8
9. 事故発生時及び緊急時の対応.....	8
10. 要望・苦情等申立に関する相談窓口.....	9
11. 虐待防止について.....	9
12. 秘密の保持と個人情報の保護について.....	10
13. 協力医療機関.....	10
14. 非常災害時の対策.....	11
15. 第三者評価の実施状況.....	11
16. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項.....	11

### 1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 いわき学園
所 在 地	大阪市住之江区南加賀屋 3 - 9 - 2
電 話 番 号	06—6682—1213
代表者氏名	理事長 高野伸生
設 立 年 月	昭和 36 年 9 月 1 日

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定生活介護事業所 指定就労継続支援 B 型事業所	平成 19 年 4 月 1 日指定 平成 19 年 4 月 1 日指定
事業所の名称 (事業所番号)	いわき生野学園 ( 2712200621 )	
事業所の所在地	大阪市生野区小路 3-19-19	
連絡先	電話番号 06-6753-1121 フックス 06-6753-1123	
ホームページ	<a href="http://www.iwakigakuen.or.jp/iwakiikunogakuen/">http://www.iwakigakuen.or.jp/iwakiikunogakuen/</a>	
園長	椎原正法	副園長 林田早苗 管理者 園長 椎原正法
サービス管理責任者	岩村 貞美 峯 幸司	【生活介護】 【生活介護 就労継続支援 B 型】
サービスの実施地域	大阪市全域	
主たる対象者	知的障害者	
定員	生活介護 第 1 単位 : 20 名 第 2 単位 : 40 名 就労継続支援 B 型 14 名(但し、一日の利用人数は通所サービスに係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準の緩和によって受入可能な上限内とする)	
開設年月日	昭和 55 年 4 月 1 日(自立支援法に基づく新体系への移行は平成 19 年 4 月 1 日)	
同一敷地内事業	生活介護 就労継続支援 B 型、日中一時支援、	
他の事業	共同生活援助、短期入所、放課後等デイサービス 一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援 児童発達支援センター、保育所等訪問支援、就労移行支援 障害児等療育支援、就労継続支援 B 型	

### 3. サービスの目的・運営方針

目 的	利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。
運営方針	関係法令等を遵守し、他の指定障害福祉サービス事業者等福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の「キラリ個性」という本施設の理念の下に、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行なうものとする。
	関係法令等を遵守し、他の指定障害福祉サービス事業者等福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の

支援 B 型	機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行なうものとする。
--------------	--

#### 4. サービスに係る事業所・設備等の概要

##### (1) 事業所

建物	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建一部鉄骨造 (耐火建築物) (耐震構造)
	敷地面積	1,051.29 m <sup>2</sup> (グラウンド 1,088.28 m <sup>2</sup> )
	延べ床面積	1,014.48 m <sup>2</sup> (社会福祉法人 生野のぞみ 福祉会 115.74 m <sup>2</sup> 含む)

##### (2) 主な設備

	部屋数	備 考
訓練・作業室	3 室 222.39 m <sup>2</sup>	
相談室	1 室 15 m <sup>2</sup>	
洗面設備	1 箇所 7 m <sup>2</sup>	
便 所	6 箇所 57 m <sup>2</sup>	
多目的室	1 室 33.2 m <sup>2</sup>	
食堂	1 室 66 m <sup>2</sup>	
厨房	1 室 30.8 m <sup>2</sup>	
事務室	1 室 38.1 m <sup>2</sup>	
更衣室	4 室 50 m <sup>2</sup>	
浴室	1 室 33.4 m <sup>2</sup>	
医務静養室	1 室 26.7 m <sup>2</sup>	

当事業所では、障害者総合支援法第 43 条第 2 項に定める指定基準を遵守し  
以上の事業所・設備を設置しています。

#### 5. サービス提供職員の体制

##### (1) 生活介護

第 1 単位

令和 3 年 7 月 1 日現在

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
園 長	1		1			1	
副園長	1		1			1	
管理者	1		1			1	
サービス管理責任者	2	1	1			1.1	
医 師	1				1	0.1	
看護師	1			1		0.2	
生活支援員	14	8	1	5		11.0	
栄養士	1				1	0.1	
事務員	2		2			1.3	

第 2 単位

令和 3 年 7 月 1 日現在

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
園 長	1		1			1	
副園長	1		1			1	
管理者	1		1			1	
サービス管理責任者	1	1				1	
医 師	1				1	0.1	
看護師	2			2		1.1	
生活支援員	9	7	2			8.3	
栄養士	1				1	0.1	
事務員	2		2			1.3	

(2) 就労継続支援 B 型

令和 3 年 7 月 1 日現在

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
園 長	1		1			1	
副園長	1		1			1	
管理者	1		1			1	
サービス管理責任者	1		1			0.6	
職業指導員	1	1				1	
生活支援員	4	1	2		1	3.2	
目標工賃達成指導員	1	1				1	
栄養士	1				1	0.1	
事務員	2		2			1.3	

当事業所では、障害者総合支援法第 43 条第 1 項に定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯 (9:00~17:00)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯 (9:00~17:00)
医 師	非常勤
看護師	非常勤
生活支援員	正規の勤務時間帯 (9:00~17:00)

(イ) 身分証携行義務

指定生活介護及び指定就労継続支援 B 型事業者は、身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(ウ) 営業日 及び 営業時間

**1. 営業日：月曜日～土曜日**

(原則として第 2.4 土曜日、国民の祝日、冬季休暇 12 月 29 日～1 月 3 日は休業となります。年間支援計画や行事、自主生産品販売活動等により休園日を変更する場合や、台風等やむをえない場合に臨時休園する場合があります。)

**2. 営業時間：午前 9 時から午後 5 時**

**3. サービス提供日：月曜日～土曜日**

(原則として第 2.4 土曜日、国民の祝日、冬季休暇 12 月 29 日～1 月 3 日は休業となります。年間支援計画や行事、自主生産品販売活動等により休園日を変更する場合や、台風等やむをえない場合に臨時休園する場合があります。)

**4. サービス提供時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時**

**6. サービス提供の内容と利用料金**

**(1)介護給付費及び訓練等給付費対象サービス内容**

サービスの種類	サービスの内容
生活介護計画の作成	全てのサービスは、受給者証「支給契約量」を踏まえ「生活介護計画」に基づき行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「生活介護計画」の写しは利用者に交付いたします。
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行ないます。
訓練	生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行ないます。 (日常生活訓練・社会適応訓練等)
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行ないます。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行ないます。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行ないます。 年に二回の嘱託医による内科検診、市民検診等を利用してレントゲン検診を受診しています。市民検診等レントゲン検診を受診されなかつた方は、各自ご家庭の関係医療機関で受診していただいています。
創作的活動 文化余暇活動 社会貢献活動	創作的活動の機会を提供します。 美術・音楽・華道 書道・茶道・ダンス その他活動 文化余暇活動の機会を提供します。 外出・社会見学・旅行等 社会貢献活動の機会を提供します。 公園清掃・地域高齢者へお食事宅配等

生産活動	<p>生産活動の機会を提供します。</p> <p>①パン・焼き菓子の製造      ②店舗による飲食物の製造販売      ③外部イベント等出店・販売      ④プラスティック製品の組み立て・梱包など</p> <p>※①, ②は就労継続支援B型のみ。③は一部生活介護もあり。      ④は共通。</p> <p>〈工賃の支払〉</p> <p>上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する工賃を生産活動に従事した利用者にお支払いします。</p> <p>A 郵便局から振込みさせていただく給与預入の利用(郵便局の口座が必要です)</p> <p>B 当事業所窓口での現金支払い</p> <p>※安全性等よりなるべく給与預入をご利用ください。</p>
送迎サービス	本園送迎ルート内であればご希望により車椅子対応車両による送迎を行ないます。

介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行ないます。
----	--

#### 訓練給付費対象サービス

就労継続支援B型計画の作成	全てのサービスは、受給者証「支給契約量」を踏まえ「就労継続支援B型計画」に基づき行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「就労継続支援B型計画」の写しは利用者に交付いたします。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行ないます。またその他の便宜を適切かつ効果的に行ないます。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら施設外就労や施設外支援等、職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行ないます。

#### (2)介護給付費及び訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	<p>食事の提供をします。</p> <p>食事時間 昼食 12:00</p> <p>栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティーに富んだ手作りの食事を提供します。</p> <p>食材の準備等により本来であれば4営業日前までに連絡のない場合は、キャンセル料（食材費）を頂きます。</p> <p>※下記「7-(3) サービス利用の取り消し料金」を参照</p>	<p>一食につき 650 円</p> <p>うち原材料費相当額 300 円 + 消費税</p>

創作的活動・文化余暇活動・行事等	創作的活動・文化余暇活動・行事等を行なう上でかかる費用(材料費・外食費・参加等)で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実費
その他日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行なうことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	実費
入浴サービス	希望により入浴サービスを提供します。 (一般浴槽による入浴です)	一回につき 410 円
実施地域を越えての訪問支援の経費	通常の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費は、公共交通期間等を利用した場合は、その費用をいただきます。	実費
	事業者の自動車を使用したときは、事業者から概ね 2 キロメートルごと交通費いただきます。	153 円
送迎サービス外の送迎	実施地域以外、通常の送迎時間以外で行なう送迎につきましては、その実費を利用者から徴収します。	事業所から概ね 1 キロメートルごとに 41 円
複写料	サービス提供記録等の複写代	1 枚につき 21 円

#### 訓練給付費対象外サービス

就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
------------------	--	----

※上記費用の額に係る指定生活介護事業、指定就労継続支援 B 型事業の提供に当たっては、予め通所給付決定利用者及び、ご家族に対し、当該指定生活介護事業、指定就労継続支援 B 型事業の内容及び費用について説明を行い、費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定ご家族に対し交付するものとします。

#### その他

障がい児（障がい児等療育支援事業）及び強度行動障がい者への支援

### 7. 利用料金

#### （1）介護給付費及び訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費及び訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち 9 割が介護給付費及び訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費及び訓練等給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）又、代理受領を行わない場合は介護給付費の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に介護給付費及び訓練等給付費

の支給を申請してください。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

#### (2) 介護給付費及び訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容 (2) 介護給付費及び訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

#### (3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）をする場合は、食材の準備等により本来であれば4営業日前までにご連絡を頂くことが基本となっていますが、現在依託している給食業者のサービスにより利用予定日の午前10時までに当事業所までご連絡していただく事でキャンセル料（食材費）は不要となっています。尚、サービス利用予定日の午前10時までに連絡のない場合は、キャンセル料（食材費）を頂きます。

**キャンセル料 食材経費の実費相当額 1日あたり 300 円+消費税相当額**

#### (4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、10日までにご請求しますので、20日(郵便局が定休日の場合はその翌日)までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 当事業所窓口での現金支払い

② 郵便貯金口座からの自動払込 {事前の利用申込み手続きが必要です}

利用口座：14180-95670501

社会福祉法人 いわき学園 理事長 高野伸生

### 8. 利用者の記録及び情報の管理

事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9:00～午後5:00です。

### 9. 事故発生時及び緊急時の対応

#### (1) 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う生活介護及び就労継続支援B型のサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。又、事故の状況及び事故に際して取った処置については記録します。また、当事業所が利用者に対して行った生活介護及び就労継続支援B型のサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

加入保険会社名：株式会社 損害保険ジャパン

加入保険内容：賠償責任保険

#### (2) 緊急時の対応

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な処置を講じると共に、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

#### 10. 要望・苦情等申立に関する相談窓口

##### 苦情解決の体制及び手順

苦情または、相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は把握した状況を責任者と共に検討を行い当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する場合はその旨を翌日までには連絡します。)

本事業所の苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

##### 要望・苦情等申立に関する責任者及び相談窓口

責任者	園長 椎原 正法		
いわき生野学園 相談窓口	・窓口担当者 副園長 林田 早苗 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 ・電話番号 06-6753-1121 F A X 06-6753-1123 ・本事業の玄関にご意見箱も設置しています。		
社会福祉法人 いわき学園 第三者委員	東一久恵	電話番号 <a href="tel:06-6458-8551">06-6458-8551</a> <a href="#">元 大阪市健康福祉局障害施策部長</a> 前 (社)大阪市障害者福祉・スポーツ協会法人事業 統括部長	
	神部智司	電話番号 072-682-0287 大阪大谷大学人間社会学部人間社会学科教授	
居住区区役所	・所在地 : 大阪市 区保健福祉センター 課 ・ご利用時間 月～金 9:00～17:30 (休日を除く) ・電話番号 : 06-		
大阪府 社会福祉協議会 運営適正化委員会	・所在地 : 大阪市中央区谷町 7-4-15 大阪府社会福祉会館 2階 ・ご利用時間 月～金 10:00～16:00 (休日を除く) ・電話番号 : 06-6191-3130 ・F A X : 06-6191-5660		

#### 11. 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。

責任者	園長 椎原 正法
	2. 成年後見人制度の利用支援を行います。
	3. 苦情解決体制の整備を行います。
	4. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(研修方法や研修計画など)を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

## 1 2. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○指定生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者およびその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、指定生活介護の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○事業者は利用者及び、家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書での同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご負担いただきます。）</p>

## 1 3. 協力医療機関

### (1)

医療機関の名称	谷本医院		
医 院 長 名	谷本 吉造		
所 在 地	大阪市生野区巽北 3-16-3		
電 話 番 号	06-6752-5505		
診 療 科	外科、内科他	入 院 設 備	無

(2)

医療機関の名称	育和会記念病院		
院長名	高田 正三		
所在地	大阪市生野区巽北 3-20-29		
電話番号	06-6758-8000		
診療科	外科、内科、脳外科他	入院設備	有

#### 14. 非常災害時の対策

当事業所が利用者に対して行う生活介護及び就労継続支援 B 型のサービスの提供により災害が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。又、災害の状況及び災害に際して取った処置については記録します。

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年 2 回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。
消防計画	消防署への届出日： 平成 20 年 6 月 防火管理者： 加納 康博
避難確保計画 (水防法)	大阪市危機管理室への届出日： 平成 30 年 9 月 施設管理者： 椎原 正法
保険加入	本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：株式会社 損害保険ジャパン 加入保険内容：賠償責任保険

#### 15. 第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況： 】	

#### 16. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理の困難な利用者につきましては貴重品を施設にお持ちにならないようお願いします。 万一園内で貴重品の紛失、破損が発生した場合は自己責任とさせて頂きますのでご了承下さい。

宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
行事の参加費について	バスツアーなど業者へ委託する行事へ参加を申し込まれた場合は、参加費納入後にキャンセルされますと、キャンセル料が必要となりますのでご了承ください。
保護者会について	本学園へ入所されると、家族が運営されます保護者会へ自動的に加入となります。会費は月々2000円となっております。
保険加入について	入所された利用者の方は保護者会において保険（事故、怪我、破損等対応）へ加入して頂いています。入所期間中の園内外での事故、怪我、破損等損害賠償の折は利用できます。
玄関施錠について	本園は交通量の多い幹線道路の近くにありますので、利用者の交通事故防止の為、本園入口の門扉はやむなく施錠させていただいています。移動上特に介助が不要な方につきましては、施錠ナンバーを門柱に明示させていただいています。交通事故の危険性が高く移動時に介助の必要な方につきましては開錠が困難となっていますが、ご理解の程お願い致します。
進路について	<p><b>生活介護事業</b>          契約は5年とさせていただいています。再入所の制度はございます。進路相談を実施し、ご希望の事業所への見学会等を実施しております。</p> <p><b>就労継続支援B型事業</b>          入所されてから5年に一度実施する利用者職能評価基準の結果により、利用者と本事業所が協議を行ない、契約を更新します。尚、その結果が基準に満たない場合は、利用者と本事業所が協議を行ない、契約を終了する場合は、ご希望の事業所への見学会等を実施しております。</p>
送迎サービスについて	送迎サービスにつきましては本園の送迎運行ルート内で、又、原則往復で利用される方を優先的に利用して頂き、乗車定員によりご希望頂いてもご利用できない場合がございますのでご了承下さい。
災害警報について	<p>暴風警報が発令された場合、警報が解除された時点から営業を開始します。ご家族の判断の元、安全をご確認し登園下さい。昼食につきましては13時までに解除された場合はご準備させて頂きます。又、利用時間内に警報等が発令した場合につきましては、安全確保の為、ご家族に連絡した上で、帰宅して頂きます。ご連絡がとれない場合は、利用延長等で対応させていただきます。</p> <p><b>※別途案内有り</b></p>

流行性疾患並びに保健衛生について	大阪市保健所の指導等に従い、インフルエンザ等、集団への流行の可能性がある疾病につきましては、ご利用に際しまして集団生活に支障がないという医師による証明書のご提出をお願いする場合もございます。
個人情報について	学園で撮影した写真、ビデオ、作品などの外部展示等の了承を含め、別途個人情報についての承諾書のご提出をお願いしております。
障がい者福祉サービス受給者証について	<p>障がい者福祉サービス受給者証につきましては生活介護及び就労継続支援 B 型の支給決定期間、障害程度区分の認定有効期間などの期間が切れると本園の利用が出来ません。有効、支給期間が切れる前に、必ず居住区の健康福祉サービスで手続きをして下さい。又、障がい者福祉サービス受給者証に変更のあった場合は必ず本園へご提出下さい。</p> <p style="color: blue;">尚、生活介護は障害程度区分 3 以上がご利用の条件となります。就労継続支援 B 型につきましては障害程度区分の提示の必要はございません。</p>
行動制限について	<p>本人又は他の利用者等の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合や、行動制限を行なう以外に代替する支援、介護方法が無い場合、一時的に行動制限をさせて頂く為の個別支援計画を作成し、説明と同意書を頂き対応させて頂きます。</p> <p>その際、対応した職員よりご本人の状況や時間帯等をご報告させて頂くとともに、本事業所にも記録として保管します。</p>
服薬について	<p>本園での服薬につきましては、なるべくその日に飲まれる薬を持参して頂くようにお願いします。</p> <p>又、風邪などにより突発的に服薬される場合は、必ず生活支援員までお申しつけ下さい。</p>

#### 就労継続支援 B 型

施設外就労(支援)等の作業収入の取り扱いについて	施設外就労(支援)等で各業者から支払われる賃金につきましては、本園との作業委託契約の元に業者から受け取るものでありますので、一旦こちらで全額をお預かりし、必要な経費(交通費等)を除いた上で該当利用者へ工賃としてお支払いいたします。
--------------------------	---

重要事項説明書の説明日 令和 年 月 日

指定障害福祉サービス生活介護サービス及び就労継続支援 B 型サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名：社会福祉法人いわき学園 いわき生野学園

説明者職名：サービス管理責任者

印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス生活介護サービス及び就労継続支援 B 型サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受けました。

利用者住所：

氏 名：

印

代理人住所：

氏 名：

印

続 柄：

後見人住所：

氏 名：

印